

はじめに

就職すると毎月、給与を受け取る。現在は給与の銀行振り込みが普及しているため、受け取るのは給与明細書のみであることが多い。また、年末には給与所得の源泉徴収票も受け取る。しかし、意外に社会人経験が長くても、給与明細書や源泉徴収票の見方がよくわからなかったりよく見ていなかったりする人が多い。差し引かれている項目や計算方法について知らないままという人もいることだろう。

給与明細書や源泉徴収票を見ると、給与から税金(所得税)が引かれているのはもちろん、社会保険料も意外に多く支払っていることに気付く。その割には、社会保険には何があって、どういう仕組みになっているのかすぐに答えられるだろうか。

本章では、給与明細書や源泉徴収票の具体例を通して、それらの見方について学ぶ。また、給与から差し引かれる項目である税金と社会保険の意味と役割そして自分との関わりについて考える。所得税の簡単な計算問題を通して、所得税の仕組みを理解する。このように給与明細をもとに社会制度をひもとくのが本章の学習のねらいである。

1. 給与明細書を見てみよう

テキストに、給与支給明細書(以下、給与明細書)の見本が掲載されている。給与明細書は、毎月、給与支給日に渡されるものである。表の一番右のカラム(縦列)には、実支給総額 276,100 円、差引支給額 127,895 円と記されている。

「会社から支給される額は 215,000 円のはずなのに、実際に受け取れる今月の額は 127,895 円である。一体何が差し引かれているのだろうか?」というのが Case2-1 の課題である。また、給与明細書にはいろいろな数字(金額)が記されている。これらの数字は、どういう関係になり、どういう計算をされているのかということも、同じく Case2-1 の課題である。数字が多くて面倒にも思われるが、自分のお金のことである。じっくり見て考えてみよう。

以下、給与明細書の大項目である。

(1) 支払項目

左側に「支払項目」という行のタイトルがある。これは基本給に各種手当が示されているもので、これらの合計が総支給額になる。

(2) 控除項目

支払項目の下に控除項目がある。これは実総支給額から天引きされる社会保険料(健康保険、年金保険、雇用保険等)、税金(所得税、住民税)、その他が示されている。

社会保険料や税金は結構大きな額である。これらはどういうもので、何に使われているのか、次の節で取り上げる。

(3) 集計

一番下の行は集計である。ここは、全体のまとめで、実支給額から控除総額を差し引いて、今月受け取れる差引総額を示すものである。なお、テキストにある見本では、年末調整として差し引かれている項目もある。これは、年末になり年収が確定し、所得税の年額が決まるので、毎月、天引きされてきた

所得税の合計額の過不足を調整するものである。このように給与の場合、毎月、天引きされて納められる所得税は、年末に過不足が調整され、払いすぎていた場合は還付される（「年末調整」）。

2. 税と社会保険

この節では、給与明細書の中から給与から差し引かれる控除項目である税と社会保険料について取り上げる。

私たちの所得から大きな額の税金と社会保険料を納めている。そもそも何のために税金と社会保険料を納めているのか考えようというのが **Case 2-2** の課題である。私たちの納めた税金は、何に使われているか、具体例をいろいろとあげてみよう。日本の社会保険には何があるだろうか。そして、それぞれ私たちの生活とどのような関係があるか説明してみよう。

(1) 税（所得税・住民税）

所得税は国税であり、住民税は地方公共団体に納める地方税である。所得税は、国の財政活動のために納める税で、個人の年間所得の総額に応じて課されている。所得税の計算の仕方については、次節の源泉徴収票のところで説明する。

国が税を徴収するのは、国民生活にとって必要なのに、民間（市場）に任せては供給されないものがあるからである。

国が税を財源にして行う財政活動としては、公共財・公共サービスの提供、所得の再分配、景気対策の3つがあげられる。

(2) 社会保険

次に社会保険料であるが、社会保険は国の社会保障の一部である。そこでまず、社会保険について簡単に取り上げる。社会保

障とは、国民の生存権(健康で文化的な最低限度の生活)を保障するための制度・政策である。

社会保障には、社会保険、公的扶助、社会福祉、公衆衛生がある。

日本の社会保障は、自助を基本とした上で、共助が補完し、自助、共助では対応できない困窮に対して公助を行う制度になっている。

ここで、自助とは自分で働き自分の生活を自分で支え、自分の健康は自分で維持することである。

次に、共助とはお互いに助け合うことである。保険が典型的なものであり、病気やけが、死亡などのリスクについて、保険などで助け合う仕組みである。保険金を出し合って、リスクにあった人が受け取ることとなる。

最後に公助とは、自助や共助では対応できない困窮の状況に対して国が援助を行うことであり公的扶助（生活保護）がその典型である。

(3) 社会保険

上記の通り、社会保険は社会保障の一部であるが、テキストの給与明細の控除項目には社会保険料として健康保険、年金保険、雇用保険の保険料があらかじめ天引き（控除）されている。

生命保険や火災保険は、個人の判断で任意に加入するものである。それに対して、社会保険は、国が法律に基づいて運営する保険であり、該当者の強制加入と保険料の強制徴収が原則である。健康保険や年金保険など、日本では国民皆保険制度をとっている。

社会保険も保険なので、普通の保険と同

じく保険料を払い、必要な時に給付を受けるのが原則である。社会保険には下記のものがある。

(4) 健康保険（医療保険）

私たちにもっとも身近な社会保険である。病気になり病院に行くときに必ず持参するのが健康保険証である。なぜ健康保険証を持って行くのであろうか。それは実際に病院でかかる医療費の3割の支払いで済むからであり、健康保険がなければ医療費の支払いはもっと高額になる。残りの7割は自分（あるいは自分の扶養者）が加入している健康保険の団体が徴収した保険料から支払っている。健康保険証が使えるのは、毎月、自分（または扶養者）が健康保険料を支払っているからであることを忘れてはならない。

(5) 年金保険

年金は、加入者が毎月、保険料を支払い、高齢になったときに、一定の金額を年金として受け取れる制度である。これも国民皆保険となっているので、給与を支給される場合、あらかじめ保険料が天引き(控除)される。

(6) 雇用保険

一般的に失業保険と呼ばれるものであり、雇用労働者を対象とした保険である。会社員などの被保険者が失業した場合、一定期間、失業中の収入を保障し、再就職の促進を図るものである。

(7) 介護保険

加齢により要介護の状態になったときに、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を受けられる保険である。財源は公費(税金や国債などの収入)と介護保険料(高齢者及び若年者)で賄われ、その比率は50%ずつである。介護保険料を支払う若

年者は40歳から64歳と法律で規定されているので、給与から介護保険料を差し引かれるのは40歳からとなる。

(8) 労災保険

労働者災害補償保険のことで、法に基づき、業務災害及び通勤災害にあった労働者又はその遺族に、給付を行う保険制度である。保険料は労災保険の趣旨から事業主が全額負担する。そのため、給与から保険料が控除されることはない。

3. 源泉徴収票を見てみよう

テキストに、源泉徴収票の見本が掲載されている。これは、全国共通の書式になっていて、確定申告の際などに使われる。

1月1日から12月31日までの、1年分の給与の総額と年末調整に確定した各種控除の額などが示されている。

源泉徴収票にもいろいろな数字(金額)が記されている。数字が多くて面倒だが、自分のお金のことなので、じっくり見て理解しようというのがWork 2-1の課題である。

次節においては、この源泉徴収票の「支払い金額」「給与所得控除後の金額」「所得控除の額の合計額」「源泉徴収税額」の関係について理解する。そして同じくWork 2-1の課題である所得税の計算について取り組む。

4. 所得税の計算

次の表は、テキストのWork 2-1に掲載されている表を説明するためのものである。

A	支払金額	5,725,000円
B	給与所得控除後の金額	4,039,200円
C	所得控除の額の合計額	2,246,520円
D	課税所得金額	1,792,000円

E	税率	5%
F	控除額	0円
G	源泉徴収税額	89,600円
H	実際の税負担率(%)	$G \div A \times 100$

A、B、C、Gは源泉徴収票に記載されている項目である。**D、E、F**は**A、B、C**に基づいて、**G**の源泉徴収額(年間の所得税額)を計算するのに必要な項目である。この表の数字例を見ながら、所得税額の計算の仕方を説明する。

A 支払金額：1年間の給料と賞与の合計額。いわゆる年収。

B 給与所得控除後の金額：Aから給与所得控除を引いた金額。給与所得控除は、「必要経費」にあたるものである。会社員の場合は、給与等の収入金額に応じて一定の式で算出する。

C 所得控除の額の合計額：Bから引かれる社会保険料控除、基礎控除(本人の控除分)、扶養控除、生命保険料控除などの合計額。

D 課税所得金額：B-Cである。千円未満切り捨て。

E 税率：テキストの所得税額表からDの金額に該当する税率を選ぶ。この例の場合は5%。

F 控除額：テキストの所得税額表からDの金額に該当する控除額を選ぶ。この例の場合は0円。

G 源泉徴収税額：Dの課税所得金額課税所得にEの税率をかけて、Fの控除額を引く。こうして、源泉徴収税額(年間の所得税額)を算出する。

この要領で **Work 2-1** の計算問題に取り組んでみよう。

5. 社会保険や税金と自分の生活

本章は、自分のお金に関する重要な計算書である給与明細書や源泉徴収票の見方について学び、そこから社会制度について考えてきた。

本章は、講義全体のイントロダクションでもあり、ここで学んだ医療保険、雇用保険、年金保険などは、後の第6章、第12章、第13章でさらに深く取り扱う。そこで **Work 2-2** では、本章で学んだことをまとめ、それに基づいて今後さらに調べたいこと、学びたいことを考えてみよう。自分が疑問や不安に思っていることでもよい。

少子高齢社会が進み、年金保険や医療保険の運営が難しくなっていて、簡単な解決策はないと言ってもよい。こういう現状について、何がどう問題になっているのか考えてみよう。

*Homework 実施についての注意事項

本章で学んだ健康保険や年金保険は私たちに身近なものであるにも関わらず、制度が複雑で、案外わからないものである。そこで、まずは自分の健康保険や年金保険について調べようというのが **Homework 2** である。自分の健康保険証や年金手帳を見て、① どのような種類の健康保険と年金保険か。② それらの保険の加入者はどのような人か。③ 健康保険か年金保険についての問題などについてまとめてみよう。第13章の年金制度の体系図も参照にするとよい。